

下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編 平成 25 年度 正誤表（正／誤）

正	誤	備考
<p><b>適用および一般事項等</b></p> <p><b>1. 適用</b></p> <p>この「下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編」（以下、「本標準図」という）は、設計図に示された分類番号の詳細を適用する。</p> <p>ただし、記入された分類番号の詳細と設計図記入内容が部分的に異なる場合は、設計図によるものとし、本標準図は準用する。また、本標準図の目的は、設計品質の確保および向上にあるため、設計にあたっては、原則として本標準図に準拠するものとするが、より以上の品質の確保および向上が図れる場合は、本標準図にとらわれることなく設計するものとする。</p> <p><b>2. 一般事項</b></p> <p>(1) 材料名、材料規格、工法は、原則として日本工業規格（JIS）、日本下水道事業団制定の土木工事一般仕様書、建築工事一般仕様書および建築機械設備工事一般仕様書、ならびに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）および同（機械設備編）による。</p> <p>(2) 仕様欄は、各詳細図の仕様を示す。</p> <p>(3) 特記事項欄は、各詳細図を使用する際、設計者が設計図書で指定しなければならない事項を示す。</p> <p>(4) 設計注意事項欄は、各詳細図を使用する際、設計者が注意しなければならない事項を示す。</p> <p><u>(5) ( ) 内に記載された寸法、材料は、設計図及び本標準図に特記がなければ、その寸法、材料を適用する。</u></p>	<p><b>適用および一般事項等</b></p> <p><b>1. 適用</b></p> <p>この「下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編」（以下、「本標準図」という）は、設計図に示された分類番号の詳細を適用する。</p> <p>ただし、記入された分類番号の詳細と設計図記入内容が部分的に異なる場合は、設計図によるものとし、本標準図は準用する。</p> <p><u>( ) 内に記載された寸法、材料は、設計図に特記がなければ、その寸法、材料を適用する。</u></p> <p>また、本標準図の目的は、設計品質の確保および向上にあるため、設計にあたっては、原則として本標準図に準拠するものとするが、より以上の品質の確保および向上が図れる場合は、本標準図にとらわれることなく設計するものとする。</p> <p><b>2. 一般事項</b></p> <p>(1) 材料名、材料規格、工法は、原則として日本工業規格（JIS）、日本下水道事業団制定の土木工事一般仕様書、建築工事一般仕様書および建築機械設備工事一般仕様書、ならびに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）および同（機械設備編）による。</p> <p>(2) 仕様欄は、各詳細図の仕様を示す。</p> <p>(3) 特記事項欄は、各詳細図を使用する際、設計者が設計図書で指定しなければならない事項を示す。</p> <p>(4) 設計注意事項欄は、各詳細図を使用する際、設計者が注意しなければならない事項を示す。</p>	<p>平成 30 年 4 月訂正</p>
<p><b>B-02 壁取合い：吸音壁（グラスウール）設計注意事項</b></p> <p>4) <u>-2 の留め方は、特記がなければファスナーとし、ファスナーを躯体コンクリートに埋込み、吸音ボードを固定する。ファスナーの形状及び固定方法は、製造所の仕様による。</u></p>	<p><b>B-02 壁取合い：吸音壁（グラスウール）設計注意事項</b></p> <p>4) <u>-2 の止め方は、ファスナー以外は使用しない。</u></p>	<p>令和元年 9 月訂正</p>